

懲戒処分公表基準

平成21年4月1日

第1回理事会

公立大学法人宮城大学職員懲戒規程により懲戒処分を行った場合は、次に掲げる基準により公表する。

- 1 解雇、停職又は減給の処分を行った場合、公表する内容は原則として次のとおりとする。
 - (1) 発生年月日
 - (2) 年齢
 - (3) 性別
 - (4) 管理職又は一般職の別
 - (5) 事案の概要
 - (6) 処分内容
 - (7) 処分年月日

- 2 次に掲げる場合には、前記1に併せて氏名・所属（局，学群，基盤教育群，研究科，各センター等）の個人情報も公表する。
 - (1) 解雇の懲戒処分を行った場合
 - (2) 警察等で氏名等が公にされている場合
 - (3) 飲酒運転を行った場合
 - (4) その他行為の内容が故意又は重大な過失による事件・事故で、社会的な影響が極めて大きいと判断される場合

- 3 前記1及び2にかかわらず、被害者が特定されるおそれがあるとき、被害者が公表を望まないときなど被害者等の権利利益を保護する必要がある場合その他特別な配慮が必要な場合は、全部又は一部について公表しないことがある。

- 4 公表時期及び方法
 - (1) 時期 処分を行った後、速やかに公表する。
 - (2) 方法 事案により決定する。

附 則（H29.3.22 第120回理事会）

（施行期日）

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

（学部に係る経過措置）

- 2 この基準の施行の日から学部 に在籍する者が当該学部 に在籍しなくなる日の属する年度の末日までの間における改正後の懲戒処分公表基準第2項の規定の適用については、「学群」とあるのは、「学群，学部」と読み替えるものとする。

附 則（H30.3.28 第135回理事会）

この基準は、平成30年4月1日から施行する。